

防災重点農業用ため池 緊急整備事業	事業主体	県	① 農村振興課 地域計画班
		市町村等	② 農村防災対策室 ため池対策班

趣 旨

防災重点農業用ため池の整備等。

事業の内容

本事業において扱うため池は、防災重点農業用ため池を対象とする。

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型

耐震性の向上のための防災重点農業用ため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調整機能の賦与・増進のために必要な防災重点農業用ため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調整機能の発揮のための整備。

(2) 一般整備型

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要する防災重点農業用ため池の新設若しくは変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備若しくは管理施設の整備又は水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えている防災重点農業用ため池の水質を改善するために必要な工事。

2 ため池群整備工事

複数の防災重点農業用ため池を対象に行う、防災重点農業用ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資する防災重点農業用ため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備。

3 監視・管理体制の強化

災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置等の実施。

4 緊急的な防災対策

ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施。

5 安全施設の整備

防災重点農業用ため池への転落等による被害の防止を図るため、転落防止用の安全柵や注意喚起のための看板の設置等の安全施設の整備。

採択要件

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型

・大規模

防災重点農業用ため池であって次のいずれかに該当するもの。

- 1) 防災受益面積おおむね70ha以上（台風常襲地帯、豪雪地帯、振興山村地帯の場合は、防災受益面積がおおむね30ha以上）かつ、受益面積がおおむね40ha以上。
- 2) 防災受益面積おおむね7ha以上かつ、受益面積がおおむね2ha以上であって、想定被害額（農外）が3億円以上。

・小規模

次に該当するもの。

- 1) 防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上かつ、受益面積がおおむね2ha以上。
（ため池加速化対策として実施する場合は、防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上。）
- 2) 総事業費がおおむね4,000万円以上。

(2) 一般整備型

・大規模

受益面積がおおむね100ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上。

（中山間地域の場合は、受益面積がおおむね70ha以上で、総事業費がおおむね4,000万円以上。）

※都道府県が行うものに限る。

※ため池の廃止に係るものを除く。

・小規模

受益面積がおおむね2ha以上で、総事業費がおおむね4,000万円以上。

（ため池加速化対策として実施する場合は、総事業費がおおむね4,000万円以上。）

※ため池の廃止に係るものを除く。

※ため池の廃止にあたっては、貯水量の合計が1,000m³以上で、総事業費がおおむね4,000万円以上。

2 ため池群整備

・大規模

防災重点農業用ため池を含むもの。受益面積の合計がおおむね80ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね200ha以上又は想定被害額（農外）の合計が10億円以上のもの。

（台風常襲地帯、豪雪地帯、振興山村地帯の場合は、防災受益面積の合計がおおむね140ha以上又は想定被害額（農外）の合計が7億円以上のもの。）

・小規模

防災重点農業用ため池を含むもの。受益面積の合計がおおむね10ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね20ha以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上のもの。

（台風常襲地帯、豪雪地帯、振興山村地帯の場合は、防災受益面積の合計がおおむね14ha以上又は想定被害額（農外）の合計が7,000万円以上のもの。）

3 監視・管理体制の強化

防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの。

4 緊急的な防災対策

防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね2ヘクタール以上のもの。

5 安全施設の整備

1 地区当たりの事業費の合計が200万以上となること。

- 1 ため池総合整備工事
 - (1) 地震・豪雨対策型
 - (2) 一般整備型（ため池の廃止）
- 2 ため池群整備工事

県又は市町村

- 1 ため池総合整備工事
 - (2) 一般整備型（ため池の廃止に係るものを除く）
- 3 監視・管理体制の強化
- 4 緊急的な防災対策
- 5 安全施設の整備

県又は市町村、土地改良区、
農業協同組合その他県知事が
適当と認めるもの

負担割合	区分		国	県	市町村	その他	備考
県 営	ため池総合整備工事						
	地震・豪雨対策型	大規模	55	34	11	—	
		小規模	50 <55>	34 <34>	16 <11>	—	
	一般整備型	大規模	55	34	11	—	
		小規模	50 <55>	34 <34>	16 <11>	—	
	ため池群整備工事	大規模	55	34	11	—	
		小規模	50 <55>	34 <34>	16 <11>	—	
	監視・管理体制の強化		定額	—	—	—	
	緊急的な防災対策		定額	—	—	—	
	安全施設の整備		50 [55]	32 [32]	18 [13]	—	
団体営	ため池総合整備工事						
	地震・豪雨対策型	大規模	55	21	24	—	
		小規模	50 <55>	21 <21>	29 <24>	—	
	一般整備型	大規模	55	21	24	—	
		小規模	50 <55>	21 <21>	29 <24>	—	
	ため池群整備工事	大規模	55	21	24	—	
		小規模	50 <55>	21 <21>	29 <24>	—	
	監視・管理体制の強化		定額	—	—	—	
	緊急的な防災対策		定額	—	—	—	
	安全施設の整備		50 [55]	21 [21]	29 [24]	—	

※ < > は中山間地域及び緊急性が高いもの。（浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの又は周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。）

※ []は大規模なもの、中山間地域及び緊急性が高いもの。